

調査票様式の修正条件の変更について

(具体的な見直しの内容)

○調査票様式の修正条件の変更 (赤字部分が変更箇所)

- 1) 運用指針に則った調査・判定を行うことができるものである。
- 2) 都道府県が管内市区町村と予め調整し、了解が得られたものである。
- 3) 調査票に記載する項目として以下の各項目が盛り込まれている。
 - ①所在地
 - ②住家の被害の程度
 - ③判定した住家の範囲 (建物のうち居住のように供されていると推定される部分)
 - ④外観による判定結果
 - ⑤住家の傾斜
 - ⑥床上浸水の有無 (水害の場合のみ)
 - ⑦屋根等の損傷の有無 (風害の場合のみ)
 - ⑧各部位の損傷 (i ~ iv の いずれか全て。ただし、地震の第1次調査においては ii ~ iv、水害の第1次調査においては浸水深、地盤の液状化等の第1次調査においては潜り込み状況とする。)
 - i. 各部位の損傷状況 (図面、写真等で記載)
 - ii. 各部位の損傷程度毎の損傷面積率等
 - iii. 各部位の損傷率
 - iv. 各部位の損害割合
 - ⑨住家の損害割合

【参考】⑧各部位の損傷について

		i	ii	iii	iv
		各部位の損傷状況 (図面、写真等で記載)	各部位の損傷程度毎の損傷面積率等	各部位の損傷率	各部位の損害割合
地震	第1次調査	—	○	○	○
	第2次調査	○	○	○	○
水害	第1次調査	浸水深			
	第2次調査	○	○	○	○
風害	調査	○	○	○	○
地盤の液状化等	第1次調査	潜り込み状況			
	第2次調査	○	○	○	○

※部位の損害割合の算出

$$\begin{aligned} \text{部位の損害割合} &= \text{部位の損傷率} \times \text{当該部位の構成比} \\ &= \text{部位の損傷面積率等} \times \text{部位の損傷程度} \times \text{当該部位の構成比} \end{aligned}$$

部位の損傷面積率等 = (当該部位の損傷部分の面積等) ÷ (当該部位の全面積等)

損傷程度 = 運用指針において各部位ごとに定める5段階の損傷の例示に対応した割合 (10%、25%、50%、75%、100%)